

耳川流域地場産品展示即売会 in 日向ラボラボ 実施要綱

- 目 的 耳川流域の豊かな自然環境と地域資源を生かして生産された地場産品を一堂に展示・販売し、その魅力を広く発信するとともに、生産者と消費者との交流を促進することにより、地産地消の推進、地場産品の販路拡大及び地域産業の振興を図る。また、耳川流域の関係市町村、事業者及び関係団体の連携・交流を深め、耳川流域全体の活性化及び地域の魅力向上に資することを目的とする。
- 会 期 令和8年10月25日（日） 午前10時～午後4時
- 会 場 日向市役所東側スペース（西の丸跡地）
- 主 催 宮崎県耳川流域地場産業振興対策協議会（事務局：日向市経済戦略部 商工港湾課）
- 協 賛 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村、日向商工会議所、門川町商工会、東郷町商工会、美郷町商工会、諸塚村商工会、椎葉村商工会、門川水産加工業協同組合、
- 出店資格 出店者は、耳川流域の各市町村に所在する生産者、事業者、団体その他主催者が適当と認める者とする。
- 出品物 出品物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
なお、出品物の展示及び販売に当たっては、関係法令等を遵守し、安全及び衛生に十分配慮するものとする。
①耳川流域の各市町村において生産、採取、製造又は加工された特産品、農林水産物及び商工業製品
②上記に掲げるもののほか、本展示即売会の趣旨に沿うものとして、主催者が適当と認めるもの
- 出店申込 ・ 出店希望者は、別紙「出店申込書」に必要事項を記入の上、9月25日（金）までに各市町村担当者へ、メール、FAX又は持参により申し込むこととする。
・ 出店可否、出店区画及び配置については、主催者が決定し、開催の2週間前までに電子メールにて通知する。
・ 応募者が多数の場合は上記の出品物①を主に取り扱う事業者を優先に決定したのち、必要に応じて抽選をおこなう。
- 出店区画 出店業者の出店区画は、次の3つのいずれかとする。
・ 半区画（幅2.5m×奥行2.0m）
・ 1区画（幅5.0m×奥行2.0m）
・ 2区画（幅10.0m×奥行2.0m）
- 貸出設備 主催者から出店業者に対する設備等の貸し出しは一切行わないものとする。

テント、イス、机、電源、水道、ゴミ箱等については、全て出店業者で準備すること。
火気を使用する場合は、出店者の責任において適切に管理すること。

- 出 店 料** 出店業者の出店料は、下記の通りとする。なお、出店料は当日主催者が徴収する。
- ・半区画（幅 2.5m×奥行 2.0m）＝2,500 円
 - ・1 区画（幅 5.0m×奥行 2.0m）＝5,000 円
 - ・2 区画（幅 10.0m×奥行 2.0m）＝10,000 円

- 搬入搬出**
- ①搬入 10 月 25 日（日） 午前 8 時～（9 時 30 分までに搬入すること）
車両を会場内に設置する場合は、午前 9 時からとする。なお、出店配置の都合上、午前 9 時に車両設置を開始できない場合は、車両の設置をお断りする場合がある。
 - ②搬出 10 月 25 日（日） 午後 4 時～午後 5 時 30 分
 - ③経費 搬入・搬出に要する費用は、各出店業者の負担とする。
 - ④注意 イベントの開催中は、会場内での車両等の移動が一切できないため
搬入・搬出は必ず上記の時間内で行うこと。

- 販売方法等**
- ①出品物は、即売を原則とする。
 - ②出店者は、会期中、製品説明及び販売に必要な人員を配置すること。

- ごみ・清掃** 出店に伴って生じたごみ、廃油その他の廃棄物は、各出店者の責任において処理すること。また、出店区画及びその周辺は、出店者が清掃し、原状に復すること。

- 写真等の撮影** 会場内では、主催者、報道機関又は主催者が認めた者が、記録及び広報を目的として写真又は動画を撮影することがある。撮影した写真等は、主催者や報道機関等の広報媒体等に使用することがある。

- 禁止事項** 出店者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- ・本展示即売会の目的に沿わない物品を販売すること。
 - ・主催者の許可なく、区画外で販売又は宣伝を行うこと。
 - ・危険物、著しく衛生上問題のある物その他主催者が不相当と認める物を取扱うこと。
 - ・他の出店者、来場者又は近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - ・会場を損傷し、又は汚損すること。
 - ・その他、主催者の運営に支障を及ぼす行為をすること。

- 出品物の管理** 出品物の盗難・紛失・汚破損その他の事故・損害について、事務局は責任を負わない。

- 中止・変更等** 荒天、災害、感染症の発生その他やむを得ない事由により、主催者が必要と認めるときは、開催を中止し、又は内容を変更することがある。この場合の出店者に生じた損害については、主催者はその責任を負わない。

- その他** この要綱に定めのない事項については、主催者の判断により決定する。